東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成２０年　８月１８日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：２９件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | １号機 | 廃棄物処理建屋操作室制御盤（Ａ２）上部を通る空調ダクト表面の結露水が、当該制御盤に滴下する事象が認められたため、対応検討 | D | |
| 2 | ２号機 | 中央操作室原子炉制御盤設置のプロセス計算機用モニタ画面（Ｎｏ．４）に映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理 | C | |
| 3 | ２号機 | コントロール建屋計算機室換気空調系空調機（４Ａ）が「室外機高圧圧力異常」及び「フィルタ洗浄」の警報発生とともに、トリップしたため、当該空調機を点検・清掃 | D | |
| 4 | ２号機 | 中央操作室内設置のプロセス計算機用モニタ画面（Ｎｏ．５）に映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理 | D | |
| 5 | ３号機 | 高圧注水系タービン排気ドレンストレーナの保温材カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理 | D | |
| 6 | ３号機 | 原子炉建屋２階逃し安全弁用計装ラック北側設置のはしごにサポート用ボルト（１本）の外れが認められたため、当該ボルトを取付 | D | |
| 7 | ３号機 | 残留熱除去系ポンプ（Ｃ）流量制限オリフィスの保温材に剥離が認められたため、当該保温材を点検・修理 | D | |
| 8 | ３号機 | 原子炉建屋１階移動式原子炉内中性子計装系駆動装置現場制御盤前の架台に固定用ボルト（１本）の外れが認められたため、当該ボルトを取付 | D | |
| 9 | ３号機 | サービス建屋空調機室設置の中央操作室再循環系計装盤に側面カバーの外れが認められたため、当該カバーを取付 | D | |
| 10 | ３号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（３４－３１）アキュームレータ水側シリンダドレン弁にシートパス（鉛筆芯１本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理 | C | |
| 11 | ３号機 | サービス建屋電気品室換気空調系冷凍機の凝縮器入口冷却水温度指示計カバーガラスに破損が認められたため、当該計器を点検・修理 | D | |
| 12 | ３号機 | タービン建屋南側換気空調系給気ファン冷却コイル入口及び出口温度指示計の計装用電線管に腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 13 | ３号機 | タービン建屋大物搬入口前の防護扉の下部（蝶番部）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 14 | ４号機 | 非常用電気品室換気空調系冷却装置のフィンカバー（屋外設置）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 15 | ４号機 | 計装用空気系空気除湿装置出口露点温度計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理 | D | |
| 16 | ４号機 | 所内ボイラ汽胴蒸気側凝縮水ドレン弁の開操作時、弁棒がハンドル根元部より折損し、閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 17 | ４号機 | 主発電機のタービン側軸受下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 18 | ５号機 | タービン建屋北側換気空調系給気ファン（Ａ・Ｂ）温度制御用計装用空気減圧弁よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 19 | ５号機 | 廃棄物処理系６号機放出管２重管漏洩検出器の誤動作により「漏洩あり」の誤警報が発生したため、対応検討 | D | |
| 20 | ５号機 | 自動減圧系（Ｂ）窒素隔離弁グランド部より窒素ガスのリーク（かに泡程）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 21 | ５号機 | ５００ｋＶ超高圧開閉所碍子洗浄ポンプ（Ａ）カップリング側及び反カップリング側のグランド部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 22 | ５号機 | ５００ｋＶ超高圧開閉所碍子洗浄ポンプ（Ｂ）カップリング側及び反カップリング側のグランド部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 23 | ５号機 | 所内ボイラ脱酸剤注入ポンプに性能低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理 | D | |
| 24 | ６号機 | 非常用ディーゼル発電機（Ａ）潤滑油ヒータ入口ベント配管の途中にフランジ接続外れ箇所が認められたため、当該箇所を点検・修理 | C | |
| 25 | ６号機 | 非常用ディーゼル発電機（Ａ）吸排気弁レバー注油タンクドレン配管のビニールホース結合部分に破損(亀裂）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 26 | ６号機 | 高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電機停止用制御空気配管の保温材に変形（潰れ）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 27 | ６号機 | 原子炉冷却材浄化系逆洗水受タンク攪はん用空気注入弁にコックハンドル押さえの外れが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 28 | ６号機 | 原子炉再循環装置補機冷却海水系ポンプ出口ヘッダー圧力検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |
| 29 | ６号機 | タービン建屋バッテリー室換気空調系空調機用室内機付近の冷媒配管より結露の発生・滴下が認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|---|---|---|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | ・計画外の原子炉停止<br>・発電所外への放射性物質の漏えい<br>・非常用炉心冷却系の作動<br>・火災の発生　　など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | ・　以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合<br>＊　安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障<br>＊　管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合　など<br>・　原子炉への異物の混入　など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | ・　計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化<br>・　原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障<br>・　原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい<br>・　圧力抑制室等への異物の混入<br>・　原子力発電設備に係る業務における人の障害　　など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | ・日常小修理　　など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで